

徳島県告示第四百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和二年六月三十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
徳島市川内町	令和二年五月十四日
吉野川土地改良区	
板野郡上板町	同 十九日
上板町北岸用水利土地改良区	
板野郡北島町	同
北島土地改良区	
徳島市多家良町	同
多家良土地改良区	
美馬市脇町	同 二十日
脇町土地改良区	
鳴門市大麻町	同 二十二日
津慈土地改良区	
徳島市国府町	同 二十五日
北井上土地改良区	